

TAHARA 商工会だより

2020 - 11

No. **206**

発行：田原市商工会 〒441-3421 田原市田原町倉田10番地2 TEL.22-6666(代) FAX.23-0419
URL <https://www.tahara.or.jp/> メールアドレス：tahara@tahara.or.jp



11月号 紙面紹介

- ・令和2年度優良従業員表彰被表彰者のご紹介・・・P.1
- ・田原市・田原市議会へ陳情書を提出・・・P.1
- ・商工会法施行60周年愛知県商工会大会
被表彰者のご紹介・・・P.2
- ・理事会の報告・・・P.2
- ・新規加入会員のご紹介・・・P.2
- ・工業部会コーナー・・・P.2
- ・小規模事業者持続化補助金公募のご案内・・・P.3
- ・記帳のお手伝いをいたします・・・P.3
- ・家賃支援給付金のご案内・・・P.4
- ・持続化給付金のご案内・・・P.4
- ・労働保険事務のお手伝いをいたします・・・P.4
- ・飲食店・宿泊施設応援
プレミアム付商品券の使用期限等のご案内・・・P.4
- ・新型コロナウイルス感染症対策対応事業者
支援金の申請はお忘れなく！・・・P.5
- ・令和2年分の所得税確定申告から
青色申告特別控除額・基礎控除額が変わります!!・・・P.5
- ・Go To Eatキャンペーン
取扱店登録のご案内・・・P.6
- ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る
固定資産税・都市計画税の減免措置について・・・P.6
- ・年末調整事務指導会のご案内・・・P.7
- ・「たはら飲食店マップ」改訂版の作成について・・・P.7
- ・今後の行事予定・・・P.7

令和2年度 優良従業員表彰被表彰者のご紹介

令和2年10月7日（水）、田原市商工会館において令和2年度優良従業員表彰式を開催し、下記の9名の皆さまが表彰されました。

受賞おめでとうございます



◆田原市長褒賞【20年以上勤務】

※同一の事業所に20年以上勤務された方で、精励にして他の模範となる従業員の方

- ・金子 道子 ㈱田原青果センター
- ・大藤 ゆみ 渥美中央青果㈱
- ・佐久間 克師 藤建設㈱
- ・河邊 省吾 ㈱河建

◆田原市商工会長表彰【10年以上勤務】

※同一の事業所に10年以上勤務された方で、事業の振興発展に寄与した功績が顕著と認められる従業員の方

- ・辻 徳浩 渥美交通㈱
- ・松下 道和 ㈱大陽社印刷所
- ・鈴木 武志 ㈱金田工務店
- ・森下 修旨 ㈱渥美モータース
- ・宮田 一 大武新聞販売店

田原市・田原市議会へ陳情書を提出

令和2年10月19日（月）、田原市商工会及び渥美商工会の正副会長が田原市役所において、山下政良市長、大竹正章市議会議員長、岡本禎稔市議会総務産業委員長に次の17項目について陳情しました。

○県下57商工会の統一要望事項

1. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者への支援の拡充
2. 商工会の経営支援体制確立への配慮
3. 商工会事業運営に対する財政的支援の維持・拡充
4. 小規模企業振興基本法制定に伴う中小企業・小規模企業振興基本条例の早期制定と商工会との連携推進
5. 市町村版・小規模事業者持続化補助金の創設
6. 小規模事業者に対する金融支援策の充実
7. 商工会組織存続に対する配慮
8. BCPの普及促進に向けた支援
9. 人手不足、生産性向上に対する支援の強化
10. 地域間格差の是正と地域づくりへの支援

○田原市商工会と渥美商工会共通の地域要望事項

1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援
2. 中小企業に対する金融支援策の充実
3. 創業・第二創業・事業承継に対する補助制度の充実
4. 記帳指導事業に対する支援

○田原市商工会の地域要望事項

1. 地域総合振興事業に対する支援
2. 地域商品券事業の活用に対する支援

○渥美商工会の地域要望事項

1. 温泉開発に伴う地域活性化に対する支援



商工会法施行60周年愛知県商工会大会被表彰者のご紹介

10月26日開催の商工会法施行60周年愛知県商工会大会において、下記の皆さまが表彰されました。おめでとうございます。

○愛知県知事表彰	役員功労者	河合利則 杉原幹麿 丸山秀勝
----------	-------	----------------------

○愛知県商工会連合会長表彰	役員功労者	藤城隆雄
---------------	-------	------

理事会の報告

第4回理事会

- 開催日時 令和2年10月15日(木)午後3時
- 開催場所 田原市商工会館2階研修室
- 議題 1. 新規会員加入承認について
2. 令和3年度市への要望について

【報告事項】

1. 会員新春懇談会について
2. 恵比寿講について
3. 事業計画策定支援実施計画について
4. 表彰事業について
5. 中部・北陸実業団対抗駅伝競走大会の協賛状況について
6. 商品券関係事業について
7. 新型コロナウイルス感染症関係事業について
8. 小規模事業者持続化補助金の申請状況について
9. 「たはら飲食店マップ」改訂版について
10. 「オフロードトライアスロンin田原」について
11. 役員・総代の改選について

新規加入会員のご紹介

事業所名	事業主名	地区	業種
とみだ治療院	富田博明	赤羽根地区	鍼灸・マッサージ

工業部会コーナー

■電子マニフェスト講習会の開催

当部会では電子マニフェストに関心のある企業向けに講習会を開催しました。㈱イーリバースドットコムの中村幸輔氏を講師に招き、電子マニフェストの概要、導入のメリット、サービスなどについて説明していただきました。また、受講者からの質問にも丁寧に対応いただき、充実した講習会となりました。

日時	令和2年9月2日(水) 午後2時00分～午後3時35分
場所	田原市商工会館2階研修室
講師	㈱イーリバースドットコム 営業部 産廃管理関連事業グループ 中日本チーム 中村 幸輔 氏
受講者	11企業12名



小規模事業者持続化補助金公募のご案内

■小規模事業者持続化補助金（一般型）

小規模事業者持続化補助金（一般型）とは、小規模事業者が商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓や業務効率化（生産性向上）に取り組む費用の2/3を補助する制度です。

募集締切	4次締切 令和3年 2月 5日(金) (締切日当日消印有効)
補助上限額	50万円 (市による特定創業支援等事業の支援を受けた事業者等は100万円です。なお、屋内運動施設・バー・カラオケ・ライブハウス・接待を伴う飲食店等の特例事業者については50万円加算されます。)
対象事業	販路開拓や売上拡大の取組
補助率	2/3
申請方法	従前の紙媒体での申請の他に補助金申請システムによる「電子申請」ができます。

■小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）

小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）とは、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために、具体的な対策に取り組む小規模事業者等が、商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3または3/4を補助する制度です。

募集締切	5次締切 令和2年12月10日(木) (郵送：必着)
補助上限額	100万円 (屋内運動施設・バー・カラオケ・ライブハウス・接待を伴う飲食店等の特例事業者については150万円)
対象事業	販路開拓や売上拡大の取組（補助対象経費の1/6以上がサプライチェーンの毀損への対応、または非対面型ビジネスモデルへの転換、またはテレワーク環境の整備等であることが必要です。）
補助率	2/3または3/4（非対面型ビジネスモデルへの転換、またはテレワーク環境の整備等の取組の場合は3/4です。）
申請方法	従前の紙媒体での申請の他に補助金申請システムによる「電子申請」ができます。

※小規模事業者とは、従業員20人以下の高工業者（小売業・卸売業・サービス業（宿泊・娯楽を除く）は5人以下）です。

なお、この小規模事業者持続化補助金は、新型コロナウイルス感染防止対策費用として上限50万円（補助率100%）の補助制度が受けられます。

【お問い合わせ先】 田原市商工会 ☎(0531)22-6666

記帳のお手伝いをいたします

個人事業主の方を対象に記帳機械化システム（委託事業）を実施しています。月ごとの現金出納帳等の帳簿類を提出していただき、それを職員がパソコンで入力し、税務上必要な帳票、さらに経営に役立つ資料を作成いたします。

記帳開始から決算・確定申告まで記帳事務のお手伝いをいたします。なお、費用は仕訳件数等によりますが、年間約6万～9万円の範囲です。

確定申告書の早期提出に向け、帳面等の資料は早めに準備しましょう。

【お問い合わせ先】 田原市商工会 ☎(0531)22-6666

家賃支援給付金のご案内

家賃支援給付金とは、新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面する方の事業の継続をささえるため、地代・家賃（以下、賃料）の負担を軽減することを目的として、賃借人（かりぬし）である事業者に対して給付金を給付する制度です。

給付の対象	中小企業及び個人事業主で、5月～12月の売上が前年対比で1ヶ月で50%減少、または連続する3ヶ月の合計で30%以上減少した事業者
給付額	申請日の直前1ヶ月以内に支払った賃料をもとに算定された金額（最大300万円）
申請期間	令和3年1月15日まで （電子申請の送信完了の締切は、令和3年1月15日の24時まで）
申請方法	持続化給付金の申請用HPからの電子申請

【お問い合わせ先】 田原市商工会 ☎(0531)22-6666

持続化給付金のご案内

持続化給付金とは、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧になる、事業全般に広く使える給付金です。

申請期限は令和3年1月15日までですので、申請をお考えの方はお早めをお願いします。

【お問い合わせ先】 田原市商工会 ☎(0531)22-6666

労働保険事務のお手伝いをいたします

商工会では、労働保険事務組合制度を行っています。事業主の委託（有料）を受けて、事業主が行うべき労働保険（労災保険・雇用保険）の事務処理について、厚生労働大臣の認可を受け事業主の皆様のお手伝いをしています。

事務処理を委託すると次のような利点があります！

- 労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので事務の手間が省けます。
- 労働保険料の額にかかわらず3回に分割納付できます。
- 労災保険に加入することができない中小事業主等の方でも、労災保険に加入することができます。
- 一人親方及びその事業に従事する方のうち、建築工事に関する職を行う方でも労災保険に特別加入することができます。
- 労保連労働災害共済（労災保険の上乗せ補償制度）へ加入できます。

【お問い合わせ先】 田原市商工会 ☎(0531)22-6666

飲食店・宿泊施設応援プレミアム付商品券の使用期限等のご案内

商品券の使用期限 ……令和3年1月31日（日）

取扱店については、ホームページ（<https://www.tahara.or.jp/>）をご覧ください。

商品券取扱店の換金手続期限 ……令和3年2月24日（水）15:00

○期限間際は混雑が予想されますので早めの換金をお願いします。

【お問い合わせ先】 田原市商工会 ☎(0531)22-6666

新型コロナウイルス感染症対策対応事業者支援金の申請はお忘れなく！

新型コロナウイルス感染防止対策のため、対象となる物品の購入に対する補助制度を設けました。申請期限がせまっていますので、早めに申請していただきますようお願いします。

申請期限 令和2年11月30日（月）

なお、この申請には新型コロナウイルス感染防止対策宣言事業所となることが申請条件の1つになっています。詳細は、田原市商工会ホームページ (<https://www.tahara.or.jp/>) をご確認ください。

令和2年分の所得税確定申告から青色申告特別控除額・基礎控除額が変わります!!

令和2年分の所得税確定申告から 65万円の青色申告特別控除 の適用要件が変わります

平成30年度の税制改正での主な変更点は次のとおりです。

個人の方の所得税について

- ① 青色申告特別控除額が変わります。(現行 65万円⇒改正後 55万円)
- ② 基礎控除額が変わります。(現行 38万円⇒改正後 48万円)
- ③ 「現行の65万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて **e-Taxによる申告（電子申告）** 又は **電子帳簿保存** を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除（以下、「65万円控除」といいます。）が受けられます。

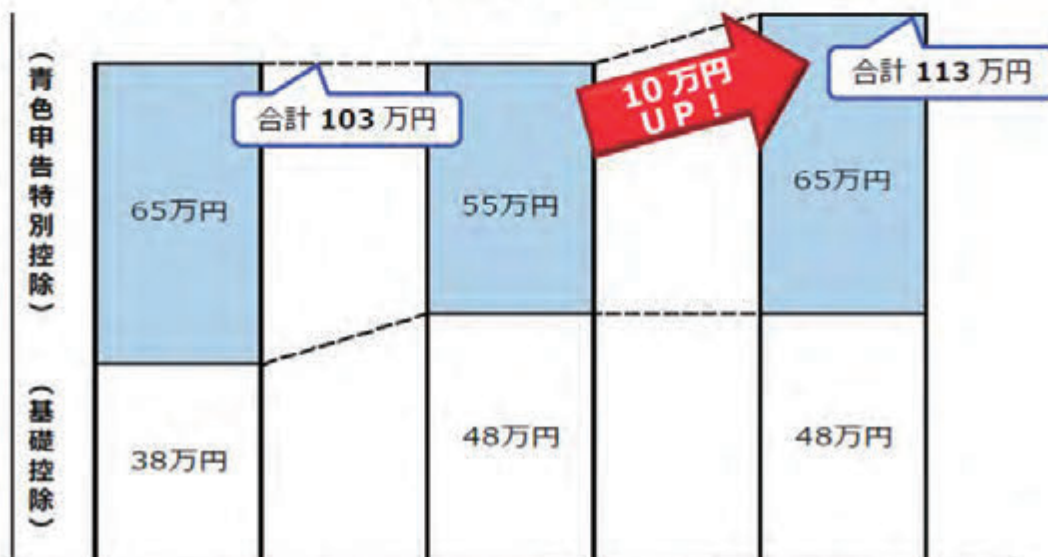
※ 以上の改正は、**令和2年分以後の所得税**について適用されます。

改正前（令和元年分申告まで）				改正後（令和2年分申告以後）			
控除額			要件	控除額			要件
青色控除	基礎控除	合計	記載方法 申告方法	青色控除	基礎控除	合計	記載方法 申告方法
65万円	38万円	103万円	(1) 正規の簿記の原則で記帳（複式簿記） (2) 貸借対照表と損益計算書を添付 (3) 期限内申告	65万円	48万円	113万円	【改正前の「65万円控除」の要件】 + e-Taxによる電子申告 又は 電子帳簿保存
55万円	48万円	103万円		55万円	48万円	103万円	【改正前の「65万円控除」の要件】
10万円	38万円	48万円	簡易な記帳	10万円	48万円	58万円	【改正前の「10万円控除」の要件】

【改正前】

【変更点①②】

【変更点③】



○ 10万円の青色申告特別控除を受けるための要件に改正はありませんので、これまでと同様となります。

※ 詳しくは、「国税庁ホームページ (www.nta.go.jp)」でご確認ください。

Go To Eatキャンペーン取扱店登録のご案内

加盟店登録資格

以下の条件を満たす愛知県内の飲食店

- ・日本標準産業分類(平成25年10月改訂)の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店(主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店)であり、かつ、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ていること。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第11項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていないこと。
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(改正)に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に取り組み、店頭で掲示すること。



加盟店同意内容(項目抜粋)

1. 行政への協力
 2. ガイドラインに基づく取組等
 3. 不正取引防止
 4. 反社会的勢力ではないことの表明・確約
 5. 食事券取扱マニュアルの遵守
 6. 参加登録の取消
- ※詳細はGo To Eatキャンペーンあいち参加飲食店同意書をご確認ください。
 ※ガイドラインに基づく取組内容の店頭掲示や利用者に対する周知のために必要なポスター等については、農林水産省から提供します。
 ※ガイドラインに基づく取組等に加え、愛知県の「安全・安心宣言施設」制度の活用が推奨されます。
 掲載場所: Go To Eatキャンペーン愛知県事務局ホームページ / 愛知県内の飲食店の方 / 加盟店登録申請へ進む

加盟店登録申請期間

2020年9月16日(水)10:00～2021年1月31日(日)〈予定〉

加盟店登録申請方法

ホームページからの申請のみとなります。パソコン・スマートフォン
 どちらからも申請できます。
 ホームページ <https://gotoeat-aichi.jp/>



新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る固定資産税・都市計画税の減免措置について

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した中小企業者等の方は、令和3年度の固定資産税・都市計画税を減免することができます。

減免対象者	令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の合計が、前年の同 時期と比べて30%以上減少している中小事業者等 ※中小事業者とは ①資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 ②資本または出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の 数が1,000人以下の法人 ③常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人 ただし、大企業の子会社等は対象外となります。
対象となる 固定資産	事業用の家屋および償却資産 ※軽減率は令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年 同期比率が50%以上の場合は全額、30%以上50%未満の場合は2分の1となり ます。
提出期間	令和3年1月4日から令和3年1月末日まで (土日祝祭日を除く8時30分～17時15分まで)
申告方法	1. 確認依頼 「認定経営革新等支援機関等」に「中小企業者等であること」「事業収入の減少」 「特例対象家屋の居住用・事業用割合」について確認を依頼してください。 2. 確認を受けた申告書の発行 「認定経営革新等支援機関等」から確認を受けた申告書の発行を受けてください。 3. 軽減申告 確認を受けた申告書に必要書類を添えて、田原市役所税務課へ申告してください。

詳しくは、田原市役所税務課(TEL23-3509)へお問い合わせください。

年末調整事務指導会のご案内

本年度も年末調整関係事務指導会を下記のとおり開催いたします。源泉関係事務のよくわからない方、疑問点などある方は是非ご出席下さい。

東海税理士会豊橋支部 派遣税理士 他が対応する個別指導会です。

日 時：令和3年1月7日（木）
午前9時00分～午後4時00分
場 所：田原市商工会館 2階研修室
持ち物：税務署から送付された年末調整関係書類
給与台帳等
源泉徴収簿（前年度分を含む）
各種控除証明書（生命保険・個人年金・地震保険等）
社会保険料（国民年金保険料等）の支払証明書
その他（電卓・筆記用具・印鑑）

※ 関係書類をお忘れなくご持参下さい。
予約制ではありませんので、時間帯によってはお待たせすることがあります。

納付期限
令和3年1月12日（火）
（納期特例は1月20日（水））

マイナンバーが必要です！

年末調整事務には、給与支払者、支払を受ける方、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族のマイナンバーが必要になります。

【お問い合わせ先】 田原市商工会 ☎(0531)22-6666

「たはら飲食店マップ」改訂版の作成について



「たはら飲食店マップ」の改訂版を作成しました。マップは観光客やビジネス客をターゲットに市内の宿泊施設や道の駅で無料配布しています。

掲載している店舗は、田原市商工会のエリアの飲食店で、昨年より7店舗増え、178店舗となり、9カテゴリーに区分して、店舗の場所も地図で確認できます。

今後の行事予定

日程	行事名	時間	場所
12月1日(火)	商工会青年部IT研修会	15:00-	田原市商工会館
12月10日(木)	事業承継セミナー	14:00-	田原市商工会館
12月17日(木)	商工会理事会	16:30-	田原市商工会館
令和3年 1月7日(木)	年末調整事務指導会	9:00-16:00	田原市商工会館
2月17日(水) 18日(木)	“地域の絆” 情報交換・商談会	10:00-	豊橋商工会議所

この広報誌は、再生紙を使用しています